

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 三三

告 示

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 三三

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三三

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三三

○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 三三

○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件 三三

○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三三

○道路の区域を変更する件二件 三三

○道路の供用を開始する件 三三

○都市計画を変更した件 三三

○福島県教育委員会教育長 三三

○一般競争入札を行う件二件 三三

規 則

福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十六号

福島県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福島県水産業協同組合法施行細則（平成十二年福島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」

に改め、同項第三号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同項第四号及び第五号中「第十一条の四第三項」を「第十一条の五第三項」に改め、同項第六号中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同項第七号中「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十四第一項」に改め、同項第八号中「第十一条の十二」を「第十一条の十五」に改め、同項第十二号中「第八十七条の四第二項」を「第八十七条の三第二項」に改め、同条第三項第一号中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改め、同項第七号中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に、「第九十一条第五項」を「第九十一条第六項」に改め、同項第八号中「第一百二十六条の二第三号」を「第一百二十六条第三号」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に、「第十一条の二第三項」を「第十一条の三第三項」に、「第八条第一項」を「第六十六条第一項及び第二項」に改める。

様式第七号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改める。

様式第八号及び様式第九号中「第十一条の四第三項」を「第十一条の五第三項」に改める。

様式第十号中「第十一条の五」を「第十一条の七」に、「第十一条第十項（第八十七条第十一項）」を「第十一条第十一項（第八十七条第十三項）」に改める。

様式第十一号中「第十一条の十一第一項ただし書（第十一条の十一第二項）」を「第十一条の十四第一項ただし書（第十一条の十四第二項）」に改める。

様式第十二号中「第十一条の十二」を「第十一条の十五」に改める。

様式第十六号中「第八十七条の四第二項」を「第八十七条の三第二項」に改める。

様式第二十一号中「第三十四条の二第二項ただし書」を「第三十四条の二第三項」に改める。

様式第二十三号（その二）中「第三十四条の二第二項本文」を「第三十四条の二第三項」に改める。

様式第二十七号中「第十一条の四第四項」を「第十一条の五第四項」に改める。

様式第三十三号中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に、「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に改める。

様式第三十三号の二中「第一百二十六条の二第三号」を「第一百二十六条第三号」に、「第一百二十六条の二第四号及び第五号」を「第一百二十六条第四号及び第五号」に改める。

附 則

- この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県水産業協同組合法施行細則の規定に基づき提出されている申請書及び届は、改正後の福島県水産業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書及び届とみなす。

（水産課）

告 示

福島県告示第七百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）カワチ薬品原町東店 福島県南相馬市原町区北原字前田二五番三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

原町商工会議所

2 意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗前の県道二六二号、市道七五五号については、近年交通量が多く、周辺地域には商業施設や復興住宅等があり、出入りする高齢者などを巻き込む交通事故も発生している地区である。車の出入口付近では、混雑することが見込まれることから、交通安全に十分に配慮した誘導や案内標識等の設置を講じられたい。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ田村大越店 福島県田村市大越町下大越字中田一四六番二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下郷町土地改良区から令和二年十月二十二日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月四日認可した。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

福島県告示第七百四十四号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（令和二年福島県告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（農村計画課）

表白河市の項中「石切場」を「石切場 九番町」に改める。

福島県告示第七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町塩ノ原字宮沢入一九二二の一から一九二二の五五まで、一九二二の一から一九二二の四一まで
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
高野千織
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第六百五十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字上 関河内字田中前九八番 地先から 同 郡同 町大字小 田川字中山一〇八番七 地先まで	変更前 A	五・五〇	二、四〇〇・〇
		変更後 B	一三・〇〇 六〇・〇	二、七九〇・〇
変更後	A	五・五〇	二、四〇〇・〇	

B	二八・〇〇 一三・〇〇 六〇・〇	二、七九〇・〇
---	------------------------	---------

（道路計画課）

福島県告示第七百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和二年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝 字雁ヶ峠一六番地先か ら 同 郡同 町大字赤枝 字落合道一一四五番一 地先まで	変更前 A	七・一〇 三四・〇	一、一五八・三
		変更後 B	七・一〇 三四・〇 一・〇〇	一、一五八・三 一、〇三八・〇
変更後	A	七・一〇 三四・〇	一、一五八・三	

（道路計画課）

福島県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和二年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	東白川郡矢祭町大字下関河内字中 山三三番一地先から 同 郡同 町大字小田川字中山	令和二年十一月十三日

福島県告示第七百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、二本松本宮都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域

本宮市のうち

高木字辻、字中島、字赤木、字狐森、字黒作の各一部の区域

二 都市計画から除外された土地の区域

本宮市のうち

本宮字近江内、字中台、字鹿ノ子田、字下台、字名郷、字柳ノ内、字館ノ越、字

大町、字東町裏、字鳴瀬の各一部の区域

高木字山王川原、字金瀬、字北ノ脇、字平内、字高木、字辻、字辻向、字大字、

字沢目、字大屋敷、字戸崎、字愛宕、字猫田、字諏訪、字中島、字赤木、字狐森、

字重石、字黒作の各一部の区域

仁井田字吹上、字村山の各一部の区域

糠沢字赤木、字西笹田の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

縦覧場所

四

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第13号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける大型提示装置及びスクリーンの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 大型提示装置及びスクリーン 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和3年2月1日から令和8年12月31日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - この公告の日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

る者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月7日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎9階 福島県教育庁高校教育課
電話024-521-7772
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和2年11月13日（金）から同年12月7日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年12月4日（金）午後4時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和2年12月23日（水）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月18日（金）午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎9階 福島県教育庁財務課
電話024-521-7758
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Projectors and screens to be used in Fukushima Prefectural Schools including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 December 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 18 December 2020
- (4) Contact point for the notice: High School Education Division, Education, Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7772

(高校教育課)

公告第14号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年11月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 新時代の学校におけるICT環境研究開発事業に係る端末等一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和3年2月1日から令和8年12月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) この公告の日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月7日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県庁西庁舎9階 福島県教育庁高校教育課

電話024-521-7773

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年11月13日（金）から同年12月7日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙28枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年12月4日(金)午後4時まで必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和2年12月23日(水)午前11時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月18日(金)午後4時まで次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎9階 福島県教育庁財務課
電話024-521-7754
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: ICT Terminals for a project in research and development of ICT environments in Schools of the new era including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 23 December 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 18 December 2020
- (4) Contact point for the notice: High School Education Division, Education, Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7773

(高校教育課)